

令和8年度保健事業の実施について

兵庫県建築健康保険組合

1 特定健康診査・特定保健指導事業

(1) 特定健康診査事業	
実施時期	通年
対象者	<p>40歳以上75歳未満の特定健康診査の受診対象者※となる被保険者・被扶養者</p> <p>※特定健康診査の受診対象者とは 今年度中に40歳^{注1)}～74歳^{注2)}となる方で、かつ今年度の1年間を通じて加入している方（年度途中での加入・脱退等異動のない方）</p> <p>注1)4月1日生まれの方も含む 注2)今年度中に75歳になる75歳未満の方も含む</p>
事業内容	<p>・健康保険組合は、特定健康診査を受診した者に対し、個人の生活習慣やその改善に関する情報を、計画的に提供する。</p> <p>被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断のなかで特定健康診査を受診し、事業主より健診結果データを健康保険組合に提供していただく。 <p>任意継続被保険者・被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険組合は、受診対象者に受診券を自宅に送付する。 ・受診対象者は、健診実施機関に予約した上で、受診券を提示し、受診する。 ・費用は、健康保険組合が全額負担する。
(2) 特定保健指導事業	
実施時期	通年
対象者	<p>特定健康診査の結果により、特定保健指導対象者※となる被保険者・被扶養者</p> <p>※特定保健指導対象者とは 特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある方</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指導内容は【動機づけ支援】又は【積極的支援】とし、事業主の理解と協力を得て事業の推進を図る。 ・アウトカム評価により、初回面談から3か月経過後の実績評価時に、腹囲2cm体重2kg減を達成した場合は終了とする。 ・対象者が自身にあった内容を選択できるよう、複数のメニューを用意するとともにICTを活用した事業などを推進する。 ・費用は健康保険組合が全額負担する。

2 保健指導宣伝事業

(1) 機関紙発行	
実施時期	毎月
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「掲示板」(情報提供資料)を事業所に送付する。 ・年間の保健事業の案内を送付する際には、全被保険者の自宅あてに送付し、予算・決算の報告時には、全被保険者分を事業所あてに送付する。
(2) 保健指導パンフレット等配布	
実施時期	随時
事業内容	健康づくりのためのパンフレット・ポスター等を配布する。
(3) 母子保健指導書配布	
実施時期	毎月
事業内容	出産した被保険者・被扶養者に乳児の健康管理を目的とした冊子「0歳から6歳までの子どもの事故予防」と月刊誌を1年間配布する。
(4) 医療費通知(被保険者に対する通知)	
実施時期	2月
対象者	被保険者・被扶養者
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費についてのコスト意識を高め、健康管理に資することを目的として、今年1月から11月分医療費額等の通知を事業所あてに送付する。 ・適切な情報提供を推進するため、査定の結果による自己負担相当額の減額分が1万円以上については、医療費通知に「*減額査定」と付記する。
(5) ジェネリック医薬品使用促進通知	
実施時期	8月、2月
対象者	削減可能差額500円以上の被保険者・被扶養者
事業内容	医療費についてのコスト意識を高め、患者負担の軽減や組合財政の改善を図ることを目的として、ジェネリック医薬品の使用に伴う自己負担額の軽減に係る内容の通知を事業所あてに送付する。
(6) 健康管理事業推進委員会開催	
実施時期	6月、1月
事業内容	健康管理事業の推進を図る。

(7) 健康管理委員研修会・説明会開催	
実施時期	10月、3月
事業内容	研修会・説明会を開催する。
(8) 共同保健指導宣伝	
実施時期	通年
事業内容	健康保険組合連合会との共同事業として、保健指導宣伝活動を行う。
(9) ホームページの管理・運営	
実施時期	通年
事業内容	事業主、被保険者、被扶養者に健康保険組合の情報を提供し、サービスの向上に努める。
(10) 保健事業のご案内	
実施時期	5月
事業内容	事業主、被保険者、被扶養者に今年度実施の事業内容を提供し、保健事業への参加の促進に努める。
(11) 体力年齢測定の実施	
実施時期	随時
事業内容	被保険者の健康増進・啓発を目的として、定期健診時にプラスして実施するなど自身の健康年齢を意識し、健康づくりに活かしていただく。
(12) 健康優良者表彰	
実施時期	3月
事業内容	世帯単位で医療費が一定以下の被保険者を表彰する。なお、40歳以上の者は健康診断結果の提出があった者に限る。

3 疾病予防事業

(1) 健診等の費用の補助	
(1)-① 一般健康診断に係る定期健康診断補助	
受診期間	4月～翌年3月
対象者	今年度において、40歳以上の被保険者
健診内容	労働安全衛生法に定める検査項目。必ず特定健康診査項目（検査項目・質問項目）を含む。
補助金	・1人当たり、3,000円以内の実費（毎年度1回） ・健診結果データをXMLにより作成した場合その実費
実施機関	事業主が希望する健診実施機関
請求方法	<p>《一般健康診断に係る定期健康診断補助金請求書》に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定の受診者名簿 ・領収書（コピー可） ・健診結果データ【紙】全ページ必要。コピーは縮小しないでください <p style="text-align: center;">【CD】特定健康診査に係る国の電子的標準様式（XML）により作成したCD</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問票（健診結果が紙の場合） <p>を添付して、原則として今年度3月中旬までに請求する。</p>
(1)-② 人間ドック補助	
受診期間	4月～翌年1月
対象者	今年度4月1日現在35歳以上の被保険者・被扶養者
健診内容	<p>人間ドック</p> <p>※注意事項：一般の健康診断に複数項目のオプションを追加して、人間ドック並みの健診内容を受診されても補助の対象にはなりません。</p>
補助金	・補助対象者1人当たり15,000円以内の実費（毎年度1回） ・健診結果データをXMLにより作成した場合その実費
実施機関	事業主、被保険者・被扶養者が希望する健診実施機関
請求方法	<p>《人間ドック利用補助金請求書》に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定の受診者名簿（事業主が支払った場合） ・領収書（コピー可） ・健診結果データ【紙】全ページ必要。コピーは縮小しないでください <p style="text-align: center;">【CD】特定健康診査に係る国の電子的標準様式（XML）により作成したCD</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問票（特定健康診査実施対象者で、健診結果が紙の場合） <p>を添付して今年度2月末日までに請求する。</p>

(1)-③ がん検診補助	
受診期間	4月1日～翌年2月
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者 ・被扶養者 今年度4月1日現在30歳以上（子宮がん検診は20歳以上） <p>※注意事項：郵送自己検診で同じ部位のがん検診は受けられません。</p> <p style="text-align: center;">健診時のオプション検査等を優先して受けてください。</p>
検査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・乳がん検診（視触診、マンモグラフィ、乳房超音波） ・子宮（頸・体）がん検診（頸部細胞診、体部細胞診、経膈超音波） ・肺がん検診（喀痰細胞診、胸部X線、胸部CT） ・大腸がん検診（便潜血、注腸、大腸内視鏡） ・胃がん検診（胃透視（バリウム）、内視鏡、ピロリ菌、ペプシノゲン） ・前立腺がん検診（PSA）
補助金	<p>検診費用を負担する被保険者又は事業主に補助する。</p> <p>1がん検診ごとに、1人当たり3,000円以内の実費 （郵送自己検診と合わせて年度内1回のみ）</p>
実施機関	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者・被扶養者が希望する検診実施機関 <p>（健康診断のオプション検査として受診する場合や自治体の健診など）</p>
請求方法	<p>《がん検診補助金請求書》に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定のがん検診を受けた者の名簿（事業主が支払った場合） ・領収書（コピー可）検査項目ごとに検診費用が明記されたものを添付して今年度2月末日までに請求する。
(1)-④ インフルエンザ予防接種補助	
実施期間	10月～翌年2月
対象者	被保険者・被扶養者
補助金	<p>接種費用を負担する被保険者又は事業主に補助する。</p> <p>接種者1人につき1回接種した場合 2,000円以内の実費 2回接種した場合 4,000円以内の実費</p>
実施機関	事業主又は被保険者が希望する医療機関
請求方法	<p>《インフルエンザ予防接種補助金請求書》に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定のインフルエンザ予防接種を受けた者の名簿（事業主が支払った場合） ・領収書（コピー可）インフルエンザ予防接種代と明記されたものを添付して今年度2月末日までに請求する。

(1)-⑤ 新型コロナワクチン接種補助	
実施期間	4月～翌年2月
対象者	被保険者・被扶養者
補助金	接種費用を負担する被保険者又は事業主に補助する。 1人につき 1回2,000円以内の実費（年度内2回まで）
実施機関	事業主又は被保険者が希望する医療機関
請求方法	《新型コロナワクチン接種補助金請求書》に、 ・所定の新型コロナワクチンを受けた者の名簿（事業主が支払った場合） ・領収書（コピー可）新型コロナワクチン代と明記されたものを添付して今年度2月末日までに請求する。
(1)-⑥ 郵送自己検診補助	
実施期間	申込受付期間 5月～7月末 10月～11月末 採取器具返送締切日 8月末 翌年1月末 がん検診と合わせて年度内1回のみ
対象者	・被保険者 ・被扶養者 今年度4月1日現在30歳以上（子宮頸がん・HPVは20歳以上） ※注意事項：健康診断のオプション検査等で受けた（受ける予定の）部位と同じがん検診を受けることはできません。
検診内容	子宮頸がん検診、HPV検査、肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、前立腺がん検診
自己負担金	・子宮頸がん検診 1,000円 ・HPV検査 1,000円 ・肺がん検診 1,000円 ・大腸がん検診 0円 ・胃がん健診 1,000円 ・前立腺がん検診 1,000円 ※検査器具送付費用、検体返送費用及び検査処理費用の合計額から自己負担金を控除した額を補助する。 ※子宮頸がん検診申込者へ「乳がん自己触診チェッカー」を添付する。
実施機関	業務委託「郵送検診申込書」の受付、自己負担金の受領、検診、検診結果の通知を、メスプ細胞検査研究所に委託する。

(2) 事業所訪問保健指導事業	
実施時期	通年
事業内容	保健師（健康保険組合連合会兵庫連合会 共同設置保健師に依頼）が事業所を訪問し、被保険者等の健康相談に応じ、必要な指導や助言を行う。
(3) 家庭常備薬の有料斡旋	
実施時期	6月、12月
事業内容	希望者に家庭常備薬を有料斡旋（スイッチOTC医薬品の購入費用を一部補助）する。
(4) 禁煙サポート「卒煙プログラム」(組合運営サポート事業)	
実施時期	通年
対象者	被保険者・被扶養者
事業内容	卒煙アプリと指導員によるオンライン面談で禁煙を達成する。
(5) 被扶養者向施設型健診(組合運営サポート事業)	
実施時期	未定
事業内容	被扶養者の特定健診受診率の向上をはかるため、受診の動機づけに繋がるような付加価値のある健診機会を提供する。
(6) 前期高齢者重症化予防事業(組合運営サポート事業)	
実施時期	未定
対象者	50歳～64歳の高リスク被保険者
事業内容	計測機器を使った保健指導を行う。
(7) 健康診断受診前対策「健診前チャレンジ」	
実施時期	3月～5月、5月～7月、7月～9月、9月～11月
対象者	今年度4月現在40歳以上の被保険者
事業内容	体重の測定と生活習慣を見直すことで減量に取り組み体調を整える。
(8) 被扶養者の健診未受診者対策	
実施時期	2月～3月
対象者	健康診断未受診者
事業内容	健診の案内で受診を促し、希望者には郵送による血液検査を実施する。
(9) 巡回歯科健診「ファミリー歯科健診」	
実施時期	通年
対象者	被保険者・被扶養者
事業内容	休日の巡回歯科健診を行い、口腔ケアを行う。

(10) こどもの歯磨き手洗い習慣支援「つよい子になるぞキャンペーン」	
実施時期	10月～12月
対象者	2歳～9歳の子どものいる世帯
事業内容	取り組みカレンダーとシールを配付し、手洗い歯磨きの習慣化をはかる。
(11) 健康管理アプリ「グッピーヘルスケア」	
実施時期	通年
対象者	18歳以上の被保険者・被扶養者
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・運動や食事などの日常活動が記録でき、健康情報を得ることで健康管理の意識向上をはかる。 ・ウォーキングイベントへの参加や健康記録を保存することでポイントに応じたインセンティブを得られる。
(12) 健診結果による受診勧奨	
実施時期	7月
対象者	40歳以上の被保険者・被扶養者
事業内容	前年の健診結果に基づいて、要再検査や要精密検査・要治療の対象者で未受診の者について文書および電話による受診勧奨を行う。
(13) がん検診受診後の再検査勧奨	
実施時期	随時
対象者	がん検診受診被保険者・被扶養者
事業内容	がん検診により陽性判定・再検査の指示を受けた者で、未受診者について受診勧奨を行う。
(14) 自治体が行うがん検診の案内送付	
実施時期	8月
対象者	40歳以上の被保険者・被扶養者
事業内容	自治体ごとに異なるがん検診の情報について、居住地のがん検診内容を記載した案内を送付して受診を促す。
(15) スポーツジムの法人会員契約	
実施時期	通年
対象者	被保険者・被扶養者
事業内容	法人会員割引価格による施設利用により健康増進をはかる。